

平成18年 6 月27日発行

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第30号） *

*

* * * * *

インデックス

【1】「担い手経営安定新法」情報

- 省令が公布されるとともに、要領が発出されました -

【2】「品目横断的経営安定対策のポイント（雪だるまパンフ）」と「品目横断的経営安定対策に関するQ & A」を更新しました！

【3】地域の話題等

がんばるJA！～JA周桑における担い手育成の取組～

（JA周桑、中国四国農政局発）

集落営農推進リーダーの活動を応援する「集落リーダー通信」を創刊！

（近畿農政局発）

【1】「担い手経営安定新法」情報

- 省令が公布されるとともに、要領が発出されました -

品目横断的経営安定対策については、先週6月21日に「担い手経営安定新法」の法律及び政令が公布されたことに引き続き、本日6月27日、省令（施行規則）が公布されました。施行は法律及び政令と同じく平成19年4月1日となっています。

「＜省令規定事項＞――	
(1) 交付金の対象となる認定農業者の経営規模の基準（法第2条第2項第1号イ関係）	」
(2) 交付金の対象となる農作業受託組織の要件及び経営規模の基準（法第2条第2項第1号ロ関係）	」
(3) 環境と調和のとれた農業生産の基準（法第2条第2項第2号関係）	」
(4) 耕作の目的に供されないと見込まれる農地の基準（法第2条第2項第3号関係）	」
(5) 「生産条件不利補正交付金」における「過去の生産実績」に係る期間及び面積の算出方法（法第3条第1項第1号関係）	」
(6) 「特定対象農産物」（「生産条件不利補正交付金」の対象農産物）の品質区分及び品質区分別の生産量（法第3条第4項関係）	」
(7) 「収入減少影響緩和交付金」の交付基準となる「前年度収入額」及び「標準的収入額」の算出方法（法第4条第1項関係）	」

(8) 「収入減少影響緩和交付金」の対象農業者が積み立てる積立金の基準（法第4条第1項関係）	
(9) 交付金の交付申請の内容（法第5条第1項関係）	

また、品目横断的経営安定対策の実施要領も同日付けで発出しました。

この要領は、

- ・ 対策の対象者要件の確認書類
- ・ 特例基準のガイドライン
- ・ 加入手続の時期や必要な書類
- ・ 生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策の対象数量の確認方法

など、対策の内容を詳細かつ網羅的にまとめたもので、申請に必要な各種申請書の様式も掲載されています。

これまで、「品目横断的経営安定対策のポイント（雪だるまパンフ）」や「品目横断的経営安定対策に関するQ & A」などでご紹介した内容がほとんどですが、是非こちらもご覧ください。

省令と要領は、本日中に農林水産省のホームページにアップしましたので、加入申請書の様式については、こちらを印刷して使用できます。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>

【2】「品目横断的経営安定対策のポイント（雪だるまパンフ）」と「品目横断的経営安定対策に関するQ & A」を更新しました！

「担い手経営安定新法」が政省令や実施要領が発出されたことなどに伴い、本日6月27日、品目横断的経営安定対策の内容等をまとめたパンフレット「品目横断的経営安定対策のポイント（雪だるまパンフ）」についても更新し、農林水産省ホームページに掲載しました。

表紙も一新し、内容も更に充実していますので、是非ご覧ください。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>

また、本対策へのよくある質問にお答えした「品目横断的経営安定対策に関するQ & A」についても、同日付で内容を大幅に更新していますので、こちらもご覧ください。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>

Q & A から一部をご紹介します。

【加入手続関係】

Q：新しい対策の手続きの流れを教えてください。

A：交付を受けようとする交付金や作付ける対象品目の種類によっても異なりますが、おおまかな流れは次のとおりです。（時期は１９年産の場合）

(1) 加入申請（秋まき麦を作付ける農業者で収入減少影響緩和対策に加入する場合は１８年９月１日から１１月３０日までの間、その他の農業者の場合は１９年４月１日から６月３０日までの間）

- ・ 農業者は国（地方農政事務所等）に、交付を受けようとする交付金の種類、対象品目の作付計画等を申請します。
- ・ 併せて、対象者要件を満たしていることを証する各種書類も提出します（後日提出していただく書類も一部あります）。

(2) 過去の生産量の登録（１９年６月３０日まで）

- ・ 農業者は国に、１６年から１８年の対象品目の生産量を登録します。

(3) 「収入減少影響緩和対策」の積立金の拠出（１９年７月３１日まで）

- ・ 農業者は積立金管理者に、積立金を拠出します。金額は予め国から通知されます。

(4) 「過去の生産実績に基づく支払」の交付申請（１９年９月３０日まで）

- ・ 農業者は国に、過去の生産実績等を申請します。過去の生産実績は予め国から通知されます。
- ・ その後、国の審査を経て、交付金が交付されます。

(5) 「毎年の生産量・品質に基づく支払」の交付申請（２０年２月１５日まで）

- ・ 農業者は国に、１９年産の対象品目の生産量等を申請します。
- ・ その後、国の審査を経て、交付金が交付されます。

(6) 「収入減少影響緩和対策」の生産実績数量の報告（２０年４月１５日まで）と交付申請（２０年６月３０日まで）

- ・ 農業者は国に、１９年産の対象品目の生産量等を申請します。
- ・ その後、国の審査を経て、国からは交付金の交付が、積立金管理者からは積立金の払戻しが行われます。

Q：新しい対策の加入手続きはどのようにすればよいのですか。

A：新しい対策の交付金を受けようとする農業者は、まずは対策の加入申請を行っていただく必要があります。

具体的には、対象品目の収穫年の４月１日から６月３０日までの間に、地方農政局・地方農政事務所等に参加申請書を提出します。ただし、秋まき麦を作付ける農業者（収入減少影響緩和対策に加入せず、生産条件不利補正対策のみ加入する場合は除きます）は、その収穫前年の６月１日から８月３１日まで（１９年産の秋まき麦については平成１８年９月１日から１１月３０日まで）の間に提出します。

Q：対象者の要件を満たしているかどうかの判定は、いつの時点で行うのですか。

- A：(1) 秋まき麦を作付ける農業者（収入減少影響緩和対策に加入せず、秋まき麦について毎年の生産量・品質に基づく支払も受けない場合は除きます。）は、その収穫前年の11月30日から交付金の交付決定までの期間
(2) その他の農業者は、対象品目の収穫年の6月30日から交付金の交付決定までの期間
対象者要件を満たしている必要があります。

【3】地域の話題等

がんばるJA！～JA周桑における担い手育成の取組～

（JA周桑、中国四国農政局発）

JA周桑は、愛媛県のほぼ中央、四国連峰石鎚山の裾野に開けた道前平野にあり、旧東予市、丹原町及び小松町をエリアとしています。管内では、温暖な気候を活かして米を中心に麦、果樹、野菜、畜産などの営農が行われています。

同JA管内では、将来的な農業者の減少や高齢化が懸念されていたことから、平成15年の米政策改革を機に、平成17年までに12の農作業受託組織を設立し、「地域水田農業ビジョン」に地域農業を支える担い手として位置づけるとともに、これらの組織に対して産地づくり交付金を活用した経理の一元化の指導や農地集積の推進等に努めています。

あわせて、今般の品目横断的経営安定対策の導入を契機に、管内12の各支所単位で「JAサポート型農業生産法人」を計16法人立ち上げ、地域の農業を守る観点から小規模・零細な農家もこれに参加するよう促し、本年7月までには、全ての法人が立ち上がる予定となっています。

同JAでは、こうした法人や組織に対して、税務・経理面を中心にサポートしてきており、そのツールとして、法人設立費用の助成（18年度）のほか、従来から、JAの単独融資による無利子の運転資金の融通を行っており、生産資材の購入等への活用が可能となっています（総枠5,500万円、限度額：水稻4万円/10a、麦2.5万円/10a）。

更に、サポート体制としては、管内の東西南北4ヶ所に設置したサブセンターにそれぞれ4名ずつ営農指導員（経営面と生産面で2名ずつ）を配置しており、各地域の実情に応じたきめ細かな支援を可能としています。

今後、他の地域においても、同JAのように、地元での話し合いを前提としながらJAなどが中心となってこれをサポートするような取組が行われることが期待され、県や農政局においても、こうした取組を各地域に紹介していくこととしています。

・問い合わせ先：JA周桑（TEL：0898-68-7800）

中国四国農政局生産経営流通部経営課（TEL：086-224-4511）

集落営農推進リーダーの活動を応援する「集落リーダー通信」を創刊！

(近畿農政局発)

近畿農政局では、集落営農の育成・確保の支援対策として「集落営農育成・確保緊急支援事業」を活用し、集落営農推進リーダーの発掘、登用に向けた取組みを推進しています。

4月から5月にかけては、全国に先駆け、滋賀県において農政局主催による集落営農推進リーダー任命書交付式を実施しました。5月下旬からは、各府県担い手協議会において、集落営農推進リーダーの二次募集を行っており、滋賀県から25名、兵庫県から97名の追加応募がありました。なかでも、7月3日には、兵庫県下で二次募集で登用する集落営農推進リーダーの任命書交付式を実施する予定です。

また、管内の各府県農政事務所では、「集落営農育成・確保緊急支援事業」により任命された集落営農推進リーダーに対し、集落営農育成の関係情報の提供を行い、その活動をバックアップすることを目的に、6月から「集落リーダー通信」を発行しています。

今後、月1回程度発行し、「リーダー」から寄せられた活動状況等も記事に盛り込んでいく予定です。

・問い合わせ先：近畿農政局生産経営流通部経営課（TEL：075-451-9161）

< 編集後記 >

毎日傘が手放せない天気が続いていますが、電車などに傘を置き忘れたことはありませんか？午前中は雨が降っていたのに午後は天気が回復したというときに、傘の忘れ物が特に多いようです。

例えば、JRの駅では、札幌駅で1日70本、東京駅では1日300本もの傘が忘れ物として届くそうです。一方、東京駅より乗客数が多いといわれている大阪駅では1日100本程度とのことです。大阪の人は置き忘れが少ないようです。

鬱陶しい天気が続きお気に入りの傘で気分をリフレッシュしている方もいらっしゃると思いますが、居眠りなどで慌てて電車から降りたら傘を忘れた、なんてことがないよう気をつけたいものです。

また、傘の場合は、一度なくしたら戻ってこないと思っている方が多いようで、拾って届けてくれる方100人に対して、受け取りに来る方は1人未満だとのこと。もし忘れてしまっても、探してみると案外見つかるかもしれません。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日　：随時発行（週１回程度）
発行元　：農林水産省　経営局　経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>

メルマガ読者の皆様へ

本メルマガも今号で、第３０号を迎えることができました。

配信登録してくださっている皆様に感謝を申し上げます。

引き続き、皆様に活用していただけるメルマガを目指してまいりますので、今後とも本メルマガをご愛読のほど、よろしくお願いいたします。

（メルマガ編集担当）